

議案第 4 号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例について

資料一覧

資料番号	資料名	ページ
資料①	新旧対照表	2 ～ 1 8
資料②	港区街づくり推進事務手数料条例 改正概要	1 9
資料③	港区街づくり推進事務手数料条例の申請手数料額について	2 0 ～ 2 1
資料④	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（官報抜粋）	2 2 ～ 2 4
資料⑤	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（官報抜粋）	2 5
資料⑥	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（官報抜粋）	2 6 ～ 2 9
資料⑦	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（官報抜粋）	3 0 ～ 3 2

港区街づくり推進事務手数料条例新旧対照表

改 正 案				現 行			
(前略) 別表(第二条関係) 一 手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に基づく事務に係る手数料を除く。)				(前略) 別表(第二条関係) 一 手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に基づく事務に係る手数料を除く。)			
事務	名 称	額	徴収時期	事務	名 称	額	徴収時期
一〇五十の五 (略)	(略)	(略)	(略)	一〇五十の五 (略)	(略)	(略)	(略)
五十の六 建築基準 法施行令 第三百三十 七条の十 二第六項 の規定に 基づく大 替に關す	建築物の敷地と道路との関係の大規模の修繕又は大規模の模様替に關す	二万八千円	認定申請のとき。				

規模の修 繕又は大 規模の模 様替に関 する認定 の申請に 対する審 査	五十の七 建築基準 法施行令 第三百十 七条の十 二第七項 の規定に 基づく大 規模の修 繕又は大 規模の模 様替に関 する認定 の申請に 対する審
る認定申 請手数料	道路内に おける大 規模の修 繕又は大 規模の模 様替に関 する認定 申請手数 料
	二万八千円
	認定申請の とき。

査 五十の八 (略) (略) (略) 五十一ゝ六 (略) (略) 十四 (略)	(略) (略) (略)	(略) (略) (略)	(略) (略) (略)	二 (略) 三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料 (別紙のとおり) 付則 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
五十の六 (略) (略) (略) 五十一ゝ六 (略) (略) 十四 (略)	(略) (略) (略)	(略) (略) (略)	(略) (略) (略)	二 (略) 三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料 (別紙のとおり)

別表三の部 改正案

三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料

事務		名称及び額		徴収時期	
一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項又は第十条第三項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能の適合性判定	(一) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下この部において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この部において同じ。）のみのもの	(一) (略)		(略)	
		(2) (略)	(1) (略)	(略)	(略)
二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第二項又は第三条第三項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能の適合性判定	(一) (略)	(一) (略)		(略)	
		(2) (略)	(1) (略)	(略)	(略)

[illegible]

																				て 示 す 区 長 類 と の が 定 め ら れ る こ と を し て お し る こ									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

備考

										(2)					
										(略)					
						(略)					(略)			(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

一〇八 (略)

九 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、申請建築物に自他供給型熱源機器等を設置する場合の手数料の額は、申請建築物における一の建築物の額及び他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第三項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における一の建築物の額を合算した額とする。

十〇十五 (略)

別表三の部 現 行

三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料

事務		名称及び額		徴収時期	
一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十條第二項の規定に基づくエネルギー消費性能適合判定	(一) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一條第一項に規定する非住宅部分をいう。以下この部において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この部において同じ。）のみのもの	(一) (略)		(略)	
		(2) (略)	(1) (略)	(略)	(略)
二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十條第二項の規定に基づくエネルギー消費性能適合判定	(一) (略)	(一) (略)		(略)	
		(2) (略)	(1) (略)	(略)	(略)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

六 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関す る法律施行																									
	(二) (略)																								示す書類と して区長が 定めるもの が提出され た場合
	2 (略)												1 (略)												
	(2) (略)												(1) (略)												
	(略)												(略)												
	(略)												(略)												
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)																									

[illegible]

備考

(2)										(略)			
(略)					(略)					(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

一〇八 (略)

九 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、申請建築物に自他供給型熱源機器等を設置する場合の手数料の額は、申請建築物における一の建築物の額及び他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第三項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における一の建築物の額を合算した額とする。

一〇五 (略)

① 建築基準法等の改正について（令和6年4月1日施行）

現状・課題

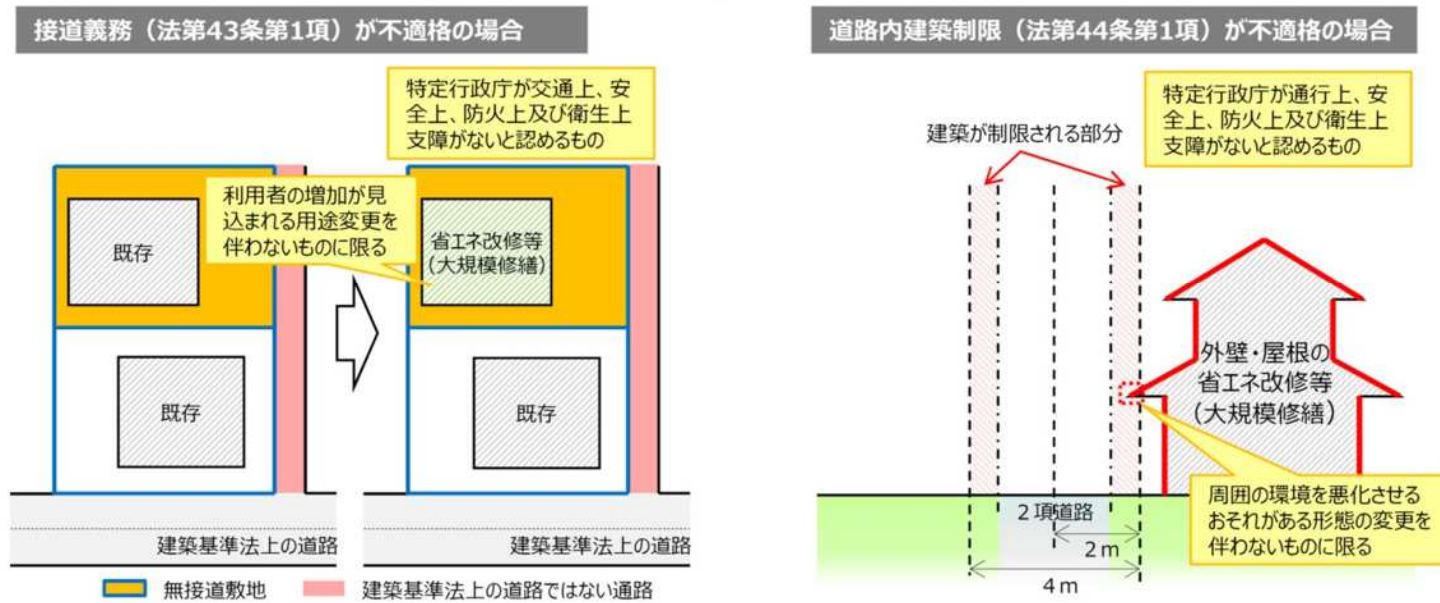
現行の規定では、接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物について、大規模の修繕等に該当する省エネ改修等を行うことが困難。

改正概要

既存不適格建築物を建築工事する際の緩和の対象に接道義務や道路内建築制限の規定を追加し、政令で定める範囲内であれば、大規模の修繕等に該当する省エネ改修等を行うことができるようにする。

【建築基準法施行令第137条の12第6項、第7項（法第86条の7関連）】

＜政令で定める範囲のイメージ【令第137条の12第6項・第7項】＞



図出典：「建築基準法・建築物省エネ法 改正法制度説明資料（国土交通省）」

② 建築物省エネ法等の改正について（令和6年4月1日施行）

改正概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に加えて、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進について規定された。

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」 → 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」 → 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」

港区街づくり推進事務手数料条例の申請手数料額について

申請手数料は、人件費及び物件費により構成されています。

$$\boxed{\text{申請手数料※}} = \boxed{\text{人 件 費}} + \boxed{\text{物 件 費}}$$

※手数料は、100円未満を切り捨てて算出しています。

人件費について

各申請に対し、その内容に応じて受付、書類審査、事務処理等に要する標準的な時間を設定し、それに時間単価を掛け人件費としています。

《 令和4年度決算による人件費時間単価の算出方法 》

令和4年度決算額を基にした一般職員1人当たりの人件費 = 7,382千円

人件費単価 = 7,382千円 ÷ 242日 ÷ (60分×7.75時間)
= 65.60円/分

物件費について

物件費は、消耗品のほか、通信費、印刷製本費により構成されています。

- 通信費： 申請者又は代理者との連絡時の電話代などです。
- 印刷製本費： 申請書の様式その他関係書類の印刷代です。

手数料の算出について

建築基準法に基づく事務

○建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定の申請に対する審査（別表1の部50の6の項）

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$405 \text{ 分} \times 65.60 \text{ 円/分} = 26,568 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,440 円

③合計（①+②） = 28,008 円

⇒ 手数料 28,000 円

○建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定の申請に対する審査（別表1の部50の7の項）

①人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$405 \text{ 分} \times 65.60 \text{ 円/分} = 26,568 \text{ 円}$$

②物件費 = 1,440 円

③合計（①+②） = 28,008 円

⇒ 手数料 28,000 円

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正
する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十九号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正）
第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

目次中「特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に、「第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第三十四条―第四十条）」を「第三章の二 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置（第三十三条―第四十条）」を「第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第三十四条―第四十条）」に、「第七章 雑則（第六十八条―第七十一条）」を「第六章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第六十七条の二―第六十七条の六）」に改める。

第一条中「の向上に」を「の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。）に」、「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第三条第二項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、以下「この条、第三十五条第二項第二号及び第六十七条の二第二項において」を加え、同条第二項第一号から第三号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第六十七条の二第二項に規定する促進計画に関する基本的な事項

第四条第一項及び第二項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同条第三項中「建築物のエネルギー消費性能の向上を促進する」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等を図る」に改め、同条第四項及び第五項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第五条中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第六条第二項中「第二十九条第二項」を「第二十九条及び」に改め、「及び第三十五条第一項第一号」を削り、同条第二項中「第三十四条第一項」の下に「及び第六十七条の四」を加える。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第十七条第一項及び第二十一条第一項中「政令で定めるところにより」を削る。

第三章第五節の節名を次のように改める。

第五節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置

第二十八条の見出しを「特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力」に改め、同条中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主」に改め、あつて、その下に「一年間」を加え、「以下」を「（以下この項及び次条第一項において）」に、「以下」を「同項において」に、「次条第一項」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定共同住宅等建築主（自らが定めた共同住宅等（共同住宅又は長屋をいう。以下この項及び第三十一条第二項において同じ。）の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その一年間に新築する当該規格に基づく共同住宅等（以下この項及び次条第一項において「分譲型規格共同住宅等」という。）の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、その新たに建設する請負型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

住宅等（以下この項及び次条第一項において「分譲型規格共同住宅等」という。）の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、第六条に定めるもののほか、その新築する分譲型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第二十九条の見出しを「（分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準）に改め、同条第一項中「特定建築主」を「（分譲型一戸建て規格住宅等」という。）ごとに、特定一戸建て住宅建築主又は特定共同住宅等建築主（次項及び同条において「特定一戸建て住宅建築主等」という。）に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に改め、同条第二項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「（分譲型一戸建て規格住宅」を「（分譲型一戸建て規格住宅等）」に改める。

第三十条の見出し中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に改め、同条第一項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「（分譲型一戸建て規格住宅」を「（分譲型一戸建て規格住宅等）」に改め、同条第二項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に改め、同条第三項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「（分譲型一戸建て規格住宅」を「（分譲型一戸建て規格住宅等）」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより」を削り、「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「（分譲型一戸建て規格住宅」を「（分譲型一戸建て規格住宅等）」に改める。

第三章第六節の節名を次のように改める。

第六節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置

第三十一条の見出しを「特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者の努力」に改め、同条中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者」に改め、「定めた」及び「基づき」の下に「一戸建ての」を、「あつて、その」の下に「一年間」を、「基づく」の下に「一戸建ての」を加え、「（請負型規格住宅」を「この項及び次条第一項において「請負型一戸建て規格住宅」に改め、政令で定める住宅の区分（第三十三条第一項において「住宅区分」という。）ごとに」を削り、「以下」を「同項において」に、「（請負型規格住宅を次条第一項」を「（請負型一戸建て規格住宅を同項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定共同住宅等建設工事業者（自らが定めた共同住宅等の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、その一年間に新たに建設する当該規格に基づく共同住宅等（以下この項及び次条第一項において「請負型規格共同住宅等」という。）の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、その新たに建設する請負型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第三十二条の見出しを「（請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準）に改め、同条第一項中「特定建設工事業者」を「（請負型一戸建て規格住宅等」という。）ごとに、特定一戸建て住宅建設工事業者又は特定共同住宅等建築主（次項及び同条において「特定一戸建て住宅建設工事業者等」という。）に、「（請負型規格住宅」を「（請負型一戸建て規格住宅等）」に改め、同条第二項中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に、「（請負型規格住宅」を「（請負型一戸建て規格住宅等）」に改める。

「請負型一戸建て規格住宅等」に改める。

(建築物の一部改正)

第五條 建築士法（昭和二十五年法律第二百二號）の一部を次のように改正する。

第二條第十項中、「軒の高さ」を削る。

第三條第一項中「左の各号」を「次に」に、「中同様とする」を「において同じ」に改め、同項第一号中「オーデトリウム」を「オーデトリウム」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える」を「十六メートルを超えるもの又は地階を除く階数が四以上である」に改め、同項第三号中「れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは」を「れんが造、コンクリートブロック造又は」に、「高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える」を「超えるもの、高さが十六メートルを超えるもの又は地階を除く階数が四以上である」に改め、同項第四号中「こえ、且つ」を「超え、かつ」に、「以上の」を「以上である」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第六條 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「まで」の下に「若しくは前号」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 住宅のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二條第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。

第十四條中「第九号」を「第十号」に改める。

第十九條第一項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第二十二條中「第九号」を「第十号」に改める。

第七條 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第十号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五條の規定 公布の日

二 第六條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一條（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次の改正規定（特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅）を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に改める部分を除く。）、同法第一條の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條の改正規定、同法第五條の改正規定、同法第六條第二項の改正規定、同法第七條の改正規定、同法第三章の次に一章を加える改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定、同法第七十二條の改正規定、同法第七十三條の改正規定、同法第七十四條の改正規定、同法第七十五條の改正規定、同法第七十六條の改正規定、同法第七十七條の改正規定及び同法第七十八條の改正規定を除く。）及び第三條の規定並びに附則第十一條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一條（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次の改正規定（特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅）を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に改める部分を除く。）、同法第一條の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條の改正規定、同法第五條の改正規定、同法第六條第二項の改正規定、同法第七條の改正規定、同法第三章の次に一章を加える改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定、同法第七十二條の改正規定、同法第七十三條の改正規定、同法第七十四條の改正規定、同法第七十五條の改正規定、同法第七十六條の改正規定、同法第七十七條の改正規定及び同法第七十八條の改正規定に限る。）、第四條（建築基準法第二條の改正規定（同法第七十七條の改正規定を除く。）、同法第二十一條の改正規定、同法第二十三條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十七條の改正規定、同法第五十二條第十四項第三号の改正規定、同法第六十一條に一項を加える改正規定、同法第八十六條の七の改正規定、同法第八十七條第四項の改正規定及び同法第八十八條第一項の改正規定（から第三号まで）を「又は第二号」に、「同項第四号」を同項第三号に改める部分及び「それぞれ」を削る部分を除く。）及び第七條の規定並びに附則第四條、第八條（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一百五十五号の二（一）の改正規定（第十五條第一項）を「第十四條第一項」に改める部分を除く。）及び同号（二）の改正規定（第二十四條第一項）を「第十七條第一項」に改める部分を除く。）に限る。）及び第九條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二條 第二條の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十條から第十三條まで及び第十五條の規定は、この法律の施行の日（以下この条、次条及び附則第十三條において「施行日」という。）以後にその工事に着手する建築物の建築について適用し、施行日前にその工事に着手した建築物の建築に関して当該建築物のエネルギー消費性能の向上のために第二條の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に規定する建築主、国等の機関の長及び所管行政庁が講ずべき措置については、なお従前の例による。

（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）

第三條 第四條の規定による改正後の建築基準法第六條第二項又は第十八條第二項の規定は、施行日以後にその工事に着手する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（消防法の一部改正）

第七條 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「第六條第一項第四号」を「第六條第二項第三号」に改める。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年九月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百七十九号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和六年四月一日とする。

法務大臣 齋藤 健

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

内閣総理大臣 岸田 文雄

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年九月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百八十号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正）
第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令

第一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正）

第二条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十八条の五」を「第百二十八条の六」に、「第百二十八条の六」を「第百二十八条の七」に改める。

第十三条第六号中「第百二十六条の四」を「第百二十六条の四第一項」に改める。

第二十号の七第一項第一号中「及び第百八条の三第一項第一号」を「第百八条の四第一項第一号及び第百九条の八第二号」に改める。

第八十二条の二中「第百九条の二の二」を「第百九条の二の二第一項」に改める。

第百七条の二第一号中「次の表」の下に「の上欄」を加え、「に掲げる時間」を「の下欄に掲げる時間において」に改める。

第百八条の三の見出し並びに同条第一項及び第二項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第三項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第百二十八条の六第一項」を「第百二十八条の七第一項」に改め、同条第四項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第百二十八条の六第一項」を「第百二十八条の七第一項」に改め、「防火設備の構造は」の下に「第百十二条第一項に規定する」を加え、同条を第百八条の四とする。

（主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分）

第百八条の三 法第二十九条の二の政令で定める部分は、主要構造部のうち、次の各号のいずれにも該当する部分とする。

一 当該部分が、床、壁又は第百九条に規定する防火設備（当該部分において通常の火災が発生した場合に建築物の他の部分又は周囲への延焼を有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）で区画されたものであること。

二 当該部分が避難の用に供する廊下その他の通路の一部となつている場合にあっては、通常の火災時において、建築物に存する者の全てが当該通路を経由しないで地上までの避難を終了することができるものであること。

第百九条第一項中「第二十一条第二号」を「第二十一条第二項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、同条第二項中「そで壁」を「袖壁」に改める。

第百九条の二の二の見出しを「主要構造部を準耐火構造とした建築物等の層間変形角」に改め、同条中「法第二十九条の三に該当する建築物」を「主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 建築物が第百九条の八に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

3 法第二十六条第二項に規定する特定部分（以下この項において「特定部分」という。）を有する建築物であつて、当該建築物の特定部分が同条第二項第一号（同号に規定する基準に係る部分を除く。）又は第二号に該当するものに係る第一項の規定の適用については、当該建築物の特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。

第百九条の五の見出し中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第一号イ中「次の表の下に「の上欄」を加え、「に掲げる時間」を「の下欄に掲げる時間において」に改め、同条第二号中「第百八条の三第一項第一号イ」を「第百八条の四第一項第一号イ」に改める。

第百九条の七を次のように改める。

（大規模の建築物の壁、柱、床その他の部分又は防火設備の性能に関する技術的基準）
第百九条の七 法第二十一条第二項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 主要構造部の部分及び袖壁、塀その他これらに類する建築物の部分並びに防火設備の構造が、当該建築物の周辺高火熱面積の規模を避難上及び消火上必要なる機能の確保に支障を及ぼさないものとして国土交通大臣が定める規模以下とすることができるとあること。

二 特定主要構造部が第百九条の五各号のいずれかに掲げる基準に適合するものであること。

2 前項第一号の「周辺高火熱面積」とは、建築物の屋内において発生する通常の火災による熱量により、当該建築物の用途及び規模並びに消火設備の設置の状況及び構造に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した当該建築物の周囲の土地における熱量が、人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める熱量を超えることとなる場合における当該土地の面積をいう。

第百九条の九を第百九条の十とし、第百九条の八を第百九条の九とし、第百九条の七の次に次の一条を加える。

（別の建築物とみなすことができる部分）

第百九条の八 法第二十一条第三項、法第二十七条第四項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第六十一条第二項の政令で定める部分は、建築物が火熱遮断壁等（壁、柱、床その他の建築物の部分又は第百九条に規定する防火設備（以下この条において「壁等」という。）のうち、次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分とする。

一 当該壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。）加えられた場合に、当該壁等が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

二 当該壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）のうち防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの以外のもの（口において「特定非加熱面」という。）の温度が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又は口に定める温度以上に上昇しないものであること。

イ 口に掲げる場合以外の場合 可燃物燃焼温度

口 当該壁等が第百九条に規定する防火設備である場合において、特定非加熱面が面する室について、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられているとき 可燃物燃焼温度を超える温度であつて当該措置によつて当該室における延焼を防止することができる温度として国土交通大臣が定める温度

三 当該壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

四 当該壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等の一部が損傷してもなおその自立する構造が保持されることその他国土交通大臣が定める機能が確保されることにより、当該建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないものであること。

五 当該壁等が、通常の火災時において、当該壁等以外の建築物の部分から屋外に出た火炎による当該建築物の他の部分への延焼を有効に防止できるものであること。

第百十条の見出し及び同条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第一号イ中「次の表」の下に「の上欄」を加え、「に掲げる時間」を「の下欄に掲げる時間において」に改め、同条第二号中「第百七条各号又は第百八条の三第一項第一号イ及び口」を「第百九条の五各号のいずれか」に改める。

第百三十七条の十一中「木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。」を削り、「法第八十六条の七第一項の規定により」を「法第八十六条の七第一項の」に、「次に定めるところによる」を「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分とする」に改め、同条各号を次のように改める。

一 次号に掲げる建築物以外の建築物 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。
イ 次の(1)及び(2)に該当するものであること。

(1) 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分が、第百三十六条の二各号に定める基準（準防火地域内にある建築物に係るものに限る。）に相当する建築物の部分に関する基準として国土交通大臣が定めるものに適合するもので、国土交通大臣の定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

ロ 次の(1)及び(2)並びに前条第一号(3)から(5)までに該当するものであること。

(1) 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の対象床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、五十平方メートルを超えないこと。

(2) 増築又は改築後における建築物の階数が二以下であること。

二 木造の建築物のうち、外壁及び軒裏が防火構造のもの以外のもの 前号イに該当するものであること。

第百三十七条の十一の次に次の二条を加える。

（防火地域及び準防火地域内の建築物の屋根関係）

第百三十七条の十一の二 法第三十二条の規定により法第六十二条の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれにも該当する増築又は改築に係る部分とする。

一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の対象床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、五十平方メートルを超えず、かつ、基準時における当該建築物の延べ面積の合計を超えないものであること。

二 増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根における延焼の危険性を増大させないものであること。

（特定防災街区整備地区関係）

第百三十七条の十一の三 法第三十二条の規定により法第六十七条第一項の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、増築及び改築については、第百三十七条の十第一号ロに該当する増築又は改築に係る部分とする。

第百三十七条の十二 第一項中「法第八十六条の七第一項の規定により」を「法第八十六条の七第一項の」に改め、「ついでに」の下に「当該建築物における」を加え、「が増大しないこれらの修繕又は模様替のすべて」を「を増大させない全ての大規模の修繕又は大規模の模様替」に改め、同条第二項中「法第八十六条の七第一項の規定により」を「法第八十六条の七第一項の」に、「これらの修繕又は模様替の全て」を「当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替」に改め、同条第三項中「第二十八条の二」の下に「同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。」を加え、「法第八十六条の七第一項の規定により」を「法第八十六条の七第一項の」に、「次に定めるところによる」を「当該建築物における次の各号のいずれにも該当する大規模の修繕及び大規模の模様替とする」に改め、同項第一号中「第百三十七条の四の二に規定する」を「法第二十

八条の二第一号及び第二号に掲げる」に改め、「適合する」の下に「ものである」を加え、同項第二号中「第百三十七条の四の三第三号」を「第百三十七条の四の二第三号」に改め、「適合する」の下に「ものである」を加え、同条第五項中「法第八十六条の七第一項の規定により」を「法第八十六条の七第一項の」に、「次に定めるところによる」を「当該建築物における次の各号のいずれにも該当する大規模の修繕及び大規模の模様替とする」に改め、同項第一号中「設ける」の下に「ものである」を加え、同項第二号中「設けられている」の下に「ものである」を加え、同条第九項とし、同条第四項中「法第八十六条の七第一項の規定により」を「法第八十六条の七第一項の」に改め、「ついでに」の下に「当該建築物における」を加え、「これらの修繕又は模様替の全て」を「全ての大規模の修繕又は大規模の模様替」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 法第三十二条の規定により法第三十五条（第百三十七条の六の二第一項又は第百三十七条の六の三第一項に規定する技術的基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物については、法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないものとする。

5 法第三十二条の規定により法第三十六条（第百三十七条の六の四第一項に規定する技術的基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。

6 法第三十二条の規定により法第四十三条第一項の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする。

7 法第三十二条の規定により法第四十四条第一項の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における当該建築物の形態の変更（他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、特定行政庁が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする。

第百三十七条の十三を次のように改める。

（技術的基準から除かれる防火区画）

第百三十七条の十三 法第八十六条の七第二項の政令で定める防火区画は、第百十二条第一項から第十三項までの規定による堅穴部分の防火区画（当該堅穴部分が第百二十条又は第百二十一条の規定による直通階段に該当する場合のものを除く。）とする。

第百三十七条の十四中「法第八十六条の七第二項（」の下に「法第八十七条第四項及び」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第百三十七条第二項」の下に「及び第百十九条」を加え、「及び第四節」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二十一条第一項若しくは第二項、法第二十三条、法第二十六条第一項、法第二十七条第一項から第三項まで、法第三十六条（法第八十六条の七第二項に規定する防火壁等に関する技術的基準に係る部分に限る。）又は法第六十一条第一項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 第百九条の八に規定する建築物の部分

第百三十七条の十五の見出し中「居室」を「一部分」に改め、同条中「基準」を「基準のうち、」に改め、「に限る。」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第八十六条の七第三項の政令で定める技術的基準は、第百十九条並びに第五章第四節及び第五節に規定する技術的基準とする。

第百三十八条の見出しを「(工作物の指定等)」に改め、同条第三項第四号中「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第八十八条第一項の政令で定める基準は、法第二十八条の二第一号及び第二号に掲げる基準とする。

第百四十四条の二の二中「第百三十八条第三項第一号」を「第百三十八条第四項第一号」に、「第百三十七条の十二第四項」を「第百三十七条の十二第八項」に改める。

第百四十四条の二の三中「第百三十八条第三項第五号」を「第百三十八条第四項第五号」に改める。

第百四十四条の二の四中「第百三十八条第三項第六号」を「第百三十八条第四項第六号」に改める。

第百四十五条第一項第一号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第二項中「規定により」を削り、「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「あり、又は」を「あるか又は主要構造部が」に改め、同条第三項第二号中「瓦」を「瓦」に改める。

第百四十九条第一項第三号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

(公営住宅法施行令の一部改正)

第三条 公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第二条第五号」を「第二条第九号の二」に、「以下この条」を「ロ」に、「同法第二条第七号」を「同条第七号」に改め、同号ロ中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第二号イ中「主要構造部」の下に「建築基準法第二条第五号に規定するものをいう。ロにおいて同じ。」を加え、「建築基準法第二条第七号の二」を「同条第七号の二」に改め、「以下この号において同じ。」を削る。

(地方住宅供給公社法施行令等の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

一 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第九十八号)第二条第一項第二十六号

二 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)第十条第一項第二十二号

三 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)第七条第一項第二十号

四 社会資本整備審議会令(平成十二年政令第二百九十九号)第六条第一項の表建築分科会の項第二号

五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)第二十八条第一項第二十五号

六 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)第五十六条第一項第二十四号

七 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)第二十五条第一項第四十五号

八 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令(平成十五年政令第四百七十九号)第二条第一項第二十五号

九 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号)第十六条第一項第三十三号

十 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第六十号)第三十四条第一項第二十六号

(都市計画法施行令の一部改正)

第五条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の四第三号ロ中「その主要構造部(建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。が)」を削り、同号ロ(1)中「建築基準法第二条第七号」を「その特定主要構造部(建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。が、同条第七号に改め、同号ロ(2)中「建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号」を「その特定主要構造部が、建築基準法施行令第百八条の四第一項第一号」に改め、同号ロ(3)中「建築基準法第二条第九号」を「その主要構造部(建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。が、同条第九号)に改める。(国土交通省組織令の一部改正)」

第六条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第百二十一条の二第九号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「による建築物のエネルギー消費性能の向上」を「による建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

附 則

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

文部科学大臣 永岡 桂子
厚生労働大臣 加藤 勝信
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
内閣総理大臣 岸田 文雄

○経済産業省
国土交通省 令 第二号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十五日

経済産業大臣 西村 康稔
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正）

第一条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（を）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）」に改める。

第二条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（令和四年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「」に改める。

附則第五項中「法」を「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（次項において「旧法」という。）」に改める。

附則第六項中「法」を「旧法」に改める。

第三条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（令和四年国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号」に改める。

第四条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（令和四年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表改正後欄の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令別表第一規模の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号」に改める。

附則第三項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に、「同法第二条第一項第三号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号」に改める。

附 則

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第七十五号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第六十七条の二第一項、第六十七条の五第一項及び第三項並びに第七十条並びに関係法令の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十五日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正)
第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下この条において同じ。)の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

目次

第一章 第三章 (略)

第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(第三十四条―第六十四条)

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(第六十五条―第八十条)

第四章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置(第八十条の二―第八十条の七)

第五章 (略)

附則

(建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)第十二条第一項(法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書(当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書)その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。)とする。

(表 略)

2・3 (略)

4 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能確保計画(住宅部分の規模が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号。次条において「令」という。))第五条第一項に定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が同条第二項に定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。)を提出する場合には、第一項に規定する書類のほか、別記様式第一による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。

第四章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

(再生可能エネルギー利用設備)

第八十条の二 法第六十七条の二第一項の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

- 一 一次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備
- イ 太陽光
- ロ 風力
- ハ 水力
- ニ 地熱

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則

目次

第一章 第三章 (略)

第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(第三十四条―第六十四条)

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(第六十五条―第八十条)

第五章 (略)

附則

(建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「法」という。)第十二条第一項(法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書(当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書)その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。)とする。

(表 略)

2・3 (略)

4 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能確保計画(住宅部分の規模が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号。次条において「令」という。))第五条第一項に定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が同条第二項に定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。)を提出する場合には、第一項に規定する書類のほか、別記様式第一による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。

(新設)

(新設)

（地方整備局組織規則の一部改正）
第九條 地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建設部の所掌事務） 第七條 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四十五（略） 四十六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 四十七・四十八（略） （都市・住宅整備課の所掌事務） 第八十四條 都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十三（略） 二十三の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 二十四・二十五（略）	（建設部の所掌事務） 第七條 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四十五（略） 四十六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 四十七・四十八（略） （都市・住宅整備課の所掌事務） 第八十四條 都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十三（略） 二十三の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 二十四・二十五（略）

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第十條 北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事業振興部の所掌事務） 第二條 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十（略） 二十の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 二十一 五十一（略） （都市住宅課の所掌事務） 第三十四條 都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十（略） 二十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 二十二 二十四（略）	（事業振興部の所掌事務） 第二條 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十（略） 二十の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 二十一 五十一（略） （都市住宅課の所掌事務） 第三十四條 都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十（略） 二十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 二十二 二十四（略）

附 則

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。